独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の決定に関する不服審査請求規程

平成１５年１０月１日平成１５年度規程第８号
最近改正：令和７年６月２７日令和７年度規程第９号

（目的）

第１条　この規程は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付の決定に関し、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等から不服の申出があった場合の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（不服審査請求の受理及び送付）

第２条　センターの災害共済給付に関する当初の給付決定（以下「当初決定」という。）に対し不服の申立て（以下「不服審査請求」という。）があった場合は、これを受理するものとする。

２　前項の不服審査請求は、学校の設置者が給付金の支給決定に係る通知を受けた当該都道府県の給付を担当する課（以下「担当課」という。）において受理するものとする。

３　不服審査請求を受理した担当課は、当初決定をした理由等を説明する文書及び関係書類を添付し、これを速やかに災害共済給付事業部給付審査課に送付するものとする。

（不服審査請求の期間及び周知）

第３条　不服審査請求の期間は、原則として当初決定を知った日の翌日から起算して３か月以内にしなければならない。

２　センターは、給付決定に関して不服審査請求ができることを、学校の設置者等に周知を図るものとする。

３　不服審査請求は、当初決定のあった日から２年を経過したときは行うことができないものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

（不服審査請求者）

第４条　不服審査の請求者は、学校・保育所等の設置者、児童生徒等の保護者等（給付金の受給者）及びその代理人とする。

（審査請求の方式）

第５条　不服審査請求は、文書のほか、口頭でもすることができるものとする。

２　文書で不服審査請求をするときは、請求者は、次の事項を記載するものとする。

（１）児童生徒等の学校・保育所等名

（２）児童生徒等の学年（幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所等の場合は年齢）、性別

（３）児童生徒等の氏名

（４）児童生徒等の保護者（給付金の受給者）の氏名・住所及び加入児童生徒等の続柄。ただし、成年に達している生徒・学生が不服審査の請求者である場合は、

記載を要しない。

（５）当初決定を知った年月日

（６）不服審査請求の趣旨及び理由

（７）不服審査請求の年月日

（８）不服審査請求者の氏名及び住所（不服審査請求者が学校・保育所等の設置者である場合は、その名称及び所在地並びに代表者の氏名）

（９）代理人の請求の場合は、代理人の氏名及び住所

３　口頭による不服審査請求は、請求者の陳述に基づき、センター職員が前項の事項について聴取書を作成して請求者に示し、これに請求者が氏名を記載することにより成立するものとする。

（審査）

第６条　不服審査請求に関する審査に当たっては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付不服審査会設置要綱（平成２４年度要綱第１４号）に基づき設置される不服審査会において審議に付するものとし、その事務は独立行政法人日本スポーツ振興センター組織運営規則（平成２４年度規則第１号）第２５条の規定に基づき、災害共済給付事業部給付審査課が当たるものとする。

（決定とその通知）

第７条　不服審査請求の全部若しくは一部を容認し、又は棄却の決定をしたときは、その理由を付した文書をもって、不服審査請求をした者に通知するものとする。

２　不服審査請求をする者が当該学校・保育所等の設置者以外のものである場合は、このことを当該学校・保育所等の設置者に通知するものとする。

（給付金の支払）

第８条　不服審査請求について審査の結果、給付金の支払が生じたときの支払は、担当課を通じ、独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成１５年政令第３６９号）第４条第５項各号（これの準用規定を含む。）に定める者を経由して行うものとする。

（適用除外）

第９条　錯誤、誤記等（学校長や医療機関等の証明内容が変更された場合を含む。）に関する申し出事項については、この規程は適用しないものとする。

附　則

この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則　（平成１６年３月３１日平成１５年度規程第８９号）

附　則　（平成１７年３月３１日平成１６年度規程第２７号）

附　則　（平成２０年６月３０日平成２０年度規程第１３号）

附　則　（平成２４年９月２８日平成２４年度規程第９号）

附　則　（平成２５年３月２９日平成２４年度規程第７９号）

附　則　（平成２７年３月３０日平成２６年度規程第３５号）

附　則　（平成２８年３月３０日平成２７年度規程第４５号）

附　則　（平成２８年５月２３日平成２８年度規程第５号）

附　則　（平成３１年３月２７日平成３０年度規程第１７号）

附　則　（令和４年２月８日令和３年度規程第３５号）

附　則　（令和５年３月２７日令和４年度規程第８５号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和７年６月２７日令和７年度規程第９号）

この規程は、令和７年７月１日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付不服審査会設置要綱

平成２４年９月２８日平成２４年度要綱第１４号
最近改正：令和７年６月２７日令和７年度要綱第５号

（趣旨）

第１条 独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の災害共済給付の決定に関し、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等から不服の審査請求に対し、中立かつ公正な審査を行うため、不服審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審議事項）

第２条 審査会は、災害共済給付の決定に関し、学校若しくは保育所等の設置者又は保護者等からの不服の申出について審議する。

（組織）

第３条 審査会は、次に掲げる委員で構成する。

（１）理事及び職員のうちから、理事長が指名する者

（２）外部有識者

２ 前項第２号に掲げる委員は、審査会の審議に関係のある法曹界及び医学に係る専門分野の学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

（任期等）

第４条 前条第１項第２号に掲げる委員の任期は２年以内とする。ただし、任期途中で欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２ 前条第１項第２号に掲げる委員は、非常勤とする。

（進行役）

第５条 審査会に、進行役を置く。

２ 進行役は、災害共済給付事業部長が行う。

３ 進行役は、審査会の進行を務めるものとする。

４ 進行役に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第６条 審査会は、理事長が招集し、開催する。

２ 審査会は、過半数の委員の出席をもって成立する。

３ 審査会は、第３条第１項第２号に掲げる委員が欠席する場合は、あらかじめ意見を聴くことができる。

４ 審査会は、必要があると認められるときは、委員以外の者から、あらかじめ意見を聴くことができる。

（秘密を守る義務）

第７条 審査会の委員は、審査会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、その職を退いた後も同様とする。

（委員会の庶務）

第８条　審査会の庶務は、災害共済給付事業部給付審査課において行う。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、審査会に諮って定める。

附　則

１　この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

２　平成２４年度の第３条第１項第４号に掲げる委員の任期については、第４条第１項で定める任期にかかわらず、平成２５年３月３１日までとする。

附　則　（平成２５年３月２９日平成２４年度要綱第５１号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則　（平成２７年３月３０日平成２６年度要綱第２２号）

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則　（平成２７年１０月２０日平成２７年度要綱第１８号）

この要綱は、平成２７年１０月２０日から施行し、平成２７年１０月１日から適用する。

附　則　（平成２８年３月３０日平成２７年度要綱第３７号）

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則　（令和３年９月２日令和３年度要綱第７号）

この要綱は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則　（令和５年３月２７日令和４年度要綱第３７号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の第４条の規定は、この要綱の施行の日前に委嘱された施行の日以後の委員の任期について適用する。

附　則　（令和７年６月２７日令和７年度要綱第５号）

この要綱は、令和７年７月１日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付請求に係る実地調査要綱

平成２０年１０月１４日平成２０年度要綱第２２号
最近改正：令和６年３月２６日令和５年度要綱第１９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、災害共済給付に関する重要案件等の審査に当たり、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成１５年度規則第１号）第２８条の規定に基づき、実地において調査（以下「実地調査」という。）を行うために必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第２条　この要綱で定める実地調査は、災害共済給付に関する重要案件等について公正かつ適切な災害共済給付を行うことを目的とし、その結果は、災害共済給付に係る審査資料として利用すると共に学校の管理下における事故災害防止のための資料としても活用するものとする。

（調査の対象）

第３条　調査の対象は、災害共済給付契約に係らしめる学校及び保育所等（以下「学校等」という。）とし、原則として、死亡見舞金、障害見舞金及び医療費支払請求案件のうち、業務管理役が実地調査を行うことを適切と認める案件とする。

（調査方法）

第４条　実地調査は、学校等の関係者との面談その他の方法をもって行う。

（学校等の設置者及び学校等への協力依頼）

第５条　実地調査は、学校等の設置者（以下「設置者」という。）及び当該学校等の協力を得、実施するものとする。

（調査員の指名）

第６条　業務管理役は、実地調査の実施に当たり、複数の職員を指名し、調査に当たらせるものとする。

（事前通知）

第７条　業務管理役は、実地調査を行おうとする場合、設置者及び当該学校等に対し、調査の対象案件、調査員の氏名等をあらかじめ通知するものとする。

（調査記録書の作成及び保存）

第８条　調査員は、調査終了後、災害実地調査調査記録書（別記様式。以下「調査記録書」という。）を２通作成し、学校長等の確認を得た上、双方で記載者欄を記載して、各１通を保存する。

２　前項の調査記録書の作成及び保存は、調査員が確認者欄を記載した調査記録書２通を学校等に送付し、学校長等が確認者欄を記載し、うち１通をセンターへ回送することにより行うものとする。この場合において、業務管理役は、センターへ回送された調査記録書の写しを設置者に送付する。

（調査記録書の保存期間）

第９条　調査記録書の保存期間は１０年とし、起算の期間は、当該文書を作成又は取得した日（起案により作成した文書については決裁を受けた日）の属する年度の翌年度の４月１日から起算するものとする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、実地調査に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、平成２０年１０月１４日から施行する。

附　則　（平成２２年３月３１日平成２１年度要綱第１１号）

附　則　（平成２４年６月２６日平成２４年度要綱第７号）

附　則　（平成２４年９月２８日平成２４年度要綱第３９号）

附　則　（平成２７年３月３０日平成２６年度要綱第２１号）

附　則　（平成３１年４月２６日平成３１年度要綱第６号）

附　則　（令和４年２月８日令和３年度要綱第１０号）

附　則　（令和５年３月２７日令和４年度要綱第３８号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和６年３月２６日令和５年度要綱第１９号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別記様式

災害実地調査 調査記録書

年　月　日作成

災害発生時の学校・保育所等種別				
請求時の学校・保育所等名				
児童生徒等氏名				
災害発生時の児童生徒等情報	身　長	cm	体　重	kg
支払請求の種類				
調　査　日　時	年　月　日（　）AM・PM　：　～　：			
実　施　形　式 （□にチェックを入れて下さい。）	□　訪問 ［訪問先名称・所在地］ □　オンライン			
調査先対応者職・氏名				
設置者同行者職・氏名				
調査員　職・氏名				
災　害　発　生　日	年　月　日（　）			
災害発生場所・場合の確認				
災害発生状況の確認				

災害発生時の学校・保育所等の管理体制		
学校・保育所等で行った措置状況		
災害発生後の改善事項及び児童生徒等への指導		
その他参考となる事項		
確認者	年　月　日 学校（保育所等）名 職・氏名	年　月　日 独立行政法人 日本スポーツ振興センター 職・氏名

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書に規定する災害共済給付に関する文書の様式を定める要綱

令和４年１２月１９日令和４年度要綱第９号
最近改正：令和６年９月２６日令和６年度要綱第７号

（趣旨）

第１条　この要綱は、独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書（平成１５年度規則第１号。以下「業務方法書」という。）に規定する災害共済給付に関する文書の様式を定めるものとする。

（様式）

第２条　この要綱で定める様式は、次の表のとおりとする。

様式	文書名	業務方法書
別記様式第１	災害共済給付契約申込書	第１７条
別記様式第２	災害共済給付契約書	第１９条
別記様式第３	災害共済給付契約に免責の特約を付することの申込書	第２０条
別記様式第４	災害共済給付契約に免責の特約を付したことの通知書	第２０条
別記様式第５ その１（公立の義務教育諸学校に係る明細書）	共済掛金支払明細書及び共済掛金控除額明細書	第２３条及び第２４条
別記様式第５ その２（公立の義務教育諸学校以外の学校に係る明細書）	共済掛金支払明細書	第２３条
別記様式第６	共済掛金返還額明細書	第２４条
別記様式第７	医療費支払請求書	
別紙１（１）	災害報告書（義務教育諸学校、高等学校、高等専門学校又は高等専修学校用）	
別紙１（２）	災害報告書（幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所等用）	
別紙２	災害継続報告書	
別紙３（１）	医療等の状況	

別紙３（２）（ア）	医療等の状況（診療報酬領収済明細書）入院分	第２６条第１項第１号
別紙３（２）（イ）	医療等の状況（診療報酬領収済明細書）入院外分	
別紙３（２）（ウ）	医療等の状況（診療報酬領収済明細書）歯科分	
別紙３（３）	医療等の状況（柔道整復師用）	
別紙３（４）	医療等の状況（はり師・きゅう師用）	
別紙３（５）	訪問看護明細書	
別紙３（６）	治療用装具・生血明細書	
別紙３（７）	調剤報酬明細書	
別記様式第８	障害見舞金支払請求書	第２６条第１項第２号
別紙１	障害報告書	
別紙２	障害診断書（障害見舞金支払請求用）	
別記様式第９	死亡見舞金支払請求書	第２６条第１項第３号
別紙	死亡報告書	
別記様式第１０	医療費支払請求書	第２６条第２項第１号
別記様式第１１	障害見舞金支払請求書	第２６条第２項第２号
別記様式第１２	死亡見舞金支払請求書	第２６条第２項第３号
別記様式第１３	給付金支払通知書	第２９条
別記様式第１４	損害賠償災害報告書	第３１条
別記様式第１５	災害共済給付契約原簿	第２２条
別記様式第１６	災害共済給付原簿	第３０条
別記様式第１７	免責処理原簿	第３３条

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則　（令和６年６月３日令和６年度要綱第５号）

１　この要綱は、令和６年６月３日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の独立行政法人日本スポーツ振興セ

ンター業務方法書に規定する災害共済給付に関する文書の様式を定める要綱別記様式第７別紙３（２）（ウ）及び別記様式第７別紙３（５）に定める様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則　（令和６年９月２６日令和６年度要綱第７号）

１　この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、この要綱による改正前の独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書に規定する災害共済給付に関する文書の様式を定める要綱別記様式第７別紙３（４）に定める様式は、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第１

災害共済給付契約申込書

号
年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　殿

契約申込者住所
契約申込者名

独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の規定に基づき、別添の名簿に記載された児童、生徒、学生又は幼児(以下「児童生徒等」という。)につき、下記に係る免責の特約を付した災害共済給付契約の申込みをします。なお、このこと(免責の特約を付すことを除く。)については、保護者等の同意を得ています。また、免責の特約に係らしめる児童生徒等は、下記の契約に係らしめる児童生徒等と同じです。

記

学校(保育所等)名	へき地の表示	在学児童生徒等の数	契約に係らしめる児童生徒等の数				支払うべき共済掛金	備考
			一般	要保護	準要保護	計		
	級	人	人	人	人	人	円	

(注)　1　契約に係らしめる児童生徒等の名簿を添付すること。この名簿には、契約に係らしめる児童生徒等の学年、組及び氏名並びに要保護児童生徒又は準要保護児童生徒である場合はその旨を学校又は保育所等別にそれぞれ記載すること。

2　公立の義務教育諸学校にあっては、本校又は分校ごとに記載すること。

3　災害共済給付契約に免責の特約を付さない場合にあっては、該当しない部分を抹消すること。

4　この申込書の用紙は、日本産業規格A4横型とすること。

別記様式第２

災　害　共　済　給　付　契　約　書

を甲とし、独立行政法人日本スポーツ振興センターを乙とし、甲は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の規定に基づき、乙との間に、別紙第1の約款の条項に従い、別紙第2に記載された児童、生徒、学生又は幼児について災害共済給付契約を締結した。

この契約の証として、本書2通を作り、当事者記名押印して、各1通を保存する。

年　　月　　日

（設置者名）

甲

（契約当事者名）　　印

独立行政法人日本スポーツ振興センター

乙

理事長　　印

別紙第1　（免責の特約を付する場合にあっては業務方法書第19条第3項の規定に基づく「免責の特約を付した災害共済給付契約約款」を、免責の特約を付さない場合にあっては同条第4項の規定に基づく「災害共済給付契約約款」を付する。）

別紙第2　（災害共済給付契約に係る児童、生徒、学生又は幼児の名簿を付する。）

（注）　この契約書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

別記様式第３

号
年　　月　　日

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長　殿

申込者住所

申 込 者 名

災害共済給付契約に免責の特約を付することの申込書

独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の規定に基づき、貴センターとの間に締結している災害共済給付契約に、　　年4月1日から免責の特約を付することの申し込みをします。

なお、免責の特約に係らしめる児童、生徒、学生又は幼児は、災害共済給付契約に係らしめる児童、生徒、学生又は幼児と同じです。

（注）　この申込書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

別記様式第４

号
年　　月　　日

殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター

理事長

災害共済給付契約に免責の特約を付したことの通知書

年　　月　　日付け　　号で申し込みのあった災害共済給付契約に免責の特約を付することについては、申込みのとおりこれを付する契約を締結したものとします。

ついては、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)に保存している貴　　殿との間の災害共済給付契約書に付されている「災害共済給付契約約款」を、「免責の特約を付した災害共済給付契約約款」に更新しましたので、貴　　殿の保存しているセンターとの間の災害共済給付契約書に付されている「災害共済給付契約約款」を、先にセンターから送付した「免責の特約を付した災害共済給付契約約款」に更新してください。

(注)　この通知書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

独立行政法人日本スポーツ振興センター業務方法書に規定する災害共済給付に関する文書の様式を定める要綱

別記様式第５

その１（公立の義務教育諸学校に係る明細書）

共済掛金支払明細書

設置者名					
設置者住所					
支払方法		支払総額	円		

内訳	区分		A 1人当たり掛金額	B 人数	（A×B）金額
1	義務教育諸学校の児童生徒に係るもの（２、３を除く。）		円	人	(イ) 円
2	準要保護児童生徒に係るもの	総額			(ロ)
		控除額			(ホ)
3	要保護児童生徒に係るもの	総額			(ハ)
		控除額			(ヘ)
4	前年度中途加入者分共済掛金支払額（省令第２８条第４項）	一般、準要保護			
		要保護			
		計			(ニ)
合計		(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)			
		控除額 (ホ)+(ヘ)			
		差引支払総額			

共済掛金控除額明細書

控除額			円				
内訳	区分 準要保護・要保護別	学校種別	令第１８条第２項に基づく配分数	A 配分限度額	B 保護者から徴収しない額の総額の２分の１	内訳	控除額 A≦Bの場合A A＞Bの場合B
	準要保護	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	人	円	円	円× 人/２	円
		特別支援学校（小学部及び中学部）				円× 人/２	
		計					
	要保護	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程				円× 人/２	
		特別支援学校（小学部及び中学部）				円× 人/２	
		計					

（注）　１　この明細書は、公立の義務教育諸学校の設置者が共済掛金を支払う場合に使用すること。

２　この明細書の用紙は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。

その２（公立の義務教育諸学校以外の学校等に係る明細書）

共済掛金支払明細書

設置者名					
設置者住所					
支払方法			支払総額	円	

内訳	区分			A 1人当たり掛金額	B 人数	(A×B) 金額
	1	義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	一般	円	人	円
			要保護			
	2	高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒に係るもの（3、4を除く。）				
	3	高等学校の定時制課程の生徒に係るもの				
	4	高等学校の通信制課程の生徒に係るもの				
	5	高等専門学校の学生に係るもの				
	6	幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）の幼児に係るもの				
	7	幼保連携型認定こども園の幼児に係るもの				
	8	専修学校の高等課程の生徒に係るもの（9、10を除く。）				
	9	専修学校の高等課程の夜間等学科の生徒に係るもの				
	10	専修学校の高等課程の通信制学科の生徒に係るもの				
	11	保育所等の幼児に係るもの	一般			
			要保護			
	12	前年度中途加入者分共済掛金支払額（省令第28条第4項）				
	合計					

（注）　1　この明細書は、公立の義務教育諸学校以外の学校又は保育所等の設置者が共済掛金を支払う場合に使用すること。

2　内訳欄の1から12までについては、関係のない部分は削除して記入すること。ただし、その場合でも1から12までの番号については上記の番号を使用すること。

3　内訳欄の12欄は、内訳欄1から11の区分別に分けて記入すること。

4　この明細書の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

別記様式第６

共済掛金返還額明細書

設置者名								
返還額								円
内訳	区分		令第１８条第２項に基づく配分数	A 配分限度額	内訳	B 保護者から徴収しない額の総額の２分の１	内訳	返還額 A≦Bの場合A A＞Bの場合B
	準要保護・要保護別	学校種別						
	準要保護	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程	人	円	円× 人/２	円	円× 人/２	円
		特別支援学校（小学部及び中学部）			円× 人/２		円× 人/２	
							計	
	要保護	小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程			円× 人/２		円× 人/２	
		特別支援学校（小学部及び中学部）			円× 人/２		円× 人/２	
							計	

（注）　この明細書の用紙は、日本産業規格Ａ４縦型とすること。